

再開 午後 2時22分

○議長(才川昌一議員) 会議を再開いたします。

各議員による市政一般に対する質問並びに提出議案に対する質疑を継続いたします。

17番、向川静孝議員。

〔17番 向川静孝議員登壇〕

○17番(向川静孝議員) 会派自民クラブの向川静孝です。

昨日、そしてきょうと2日間にわたった3月定例会の一般質問も最後の質問となりました。

それでは、早速、発言通告に基づき、南砺市のまちづくり計画について(公共施設)、災害、文化芸術の3つの視点から、個別質問を一問一答方式で行います。

まず初めに、公共施設等まちづくり計画について質問をいたします。

南砺市公共施設等総合管理計画を受けて、実施計画となる公共施設再編計画のもと、公共施設の縮減が進められています。

これまでの議論を振り返ってみると、人口減少、少子高齢化の急激な進展や厳しい財政状況が続く中、今後、30年後に公共施設を半分程度にしなければ財政が成り立っていかないと財政面からの視点で縮減が進めてられてきましたが、本来の公共施設は人口に見合った公共施設の計画的な配置による市民サービスの確保等の視点に立った公共施設のあり方がまちづくりの原点だと思っております。

縮減に当たっては、公共施設の利用度及びコストによる尺度が主な削減条件になっていますが、30年後の公共施設の適正化に配慮したまちづくり計画を策定し、これに基づいて統合庁舎を含む公共施設再編を考えるべきだと思います。30年後の人口に見合う適正配置を考慮した具体

的な公共施設等まちづくり計画の早期策定を求めます。

○議長(才川昌一議員) 答弁を求めます。

田中市長。

〔田中幹夫市長登壇〕

○市長(田中幹夫) 昨年策定をいたしました第2次南砺市公共施設再編計画は、平成23年度に策定をした公共施設再編計画の計画期間の終了及び国からの要請に基づき、平成26年6月からその策定に取り組んできたものでございます。

計画策定まで住民アンケートや50回を超える住民説明会等を実施して、市民及び議員の皆様からいただいた多くのさまざまなご意見を反映したもので、公共施設の将来のあり方を決める重要な計画であることから、議会での議決をいただき、決定をしたものでございます。

住民説明会でもさまざまなご意見をいただきましたが、公共施設の配置は人口数にかかわらずなく、その施設の機能、提供するサービス、交通の利便性やコストなど、さまざまな観点から考えていかなければならない問題でございます。これらのことは、新市合併まちづくり計画や総合計画、都市計画マスタープランの中で方向性が示されており、再編計画につきましてもそれらの計画との整合性を考慮しながら策定してきましたので、現時点、改めて計画を策定する必要はないと考えております。

また、市といたしましては、8町村が合併し、多数の施設を有する現状にあって、今後の人口推計や財政見通しを考えたときに、できるだけ早期に既存の施設を活用した身の丈に合った施設規模にするとしての公共施設再編計画を確実に実行することで、将来の子供たち負担を残さない持続可能なまちづくりを進めることを優先すべきであると考えております。

今後、類似団体と比較して、施設数の多い図書館、文化センター、体育館、温水プールなど、再編計画で未決定となっている6万平方メートルの縮減面積の決定に向けて検討を進めていくこととなりますが、その際は、先ほどの計画や市全体を見渡した居住状況、福祉、医療、商業等の都市機能の立地、公共交通の充実、施設の拠点化など、まちづくりの面と合わせて、市民や議員の皆様と十分な時間をかけて議論をすることで進めてまいりたいと考えております。

○議長(才川昌一議員) 向川議員。

○17番(向川静孝議員) 次に、豪雨災害に強い安全で安心なまちづくり計画について質問をいたします。

近年、全国各地で洪水等の水害が頻繁に発生し激甚化していることに対応し、洪水等からの逃げおくれと社会経済被害の最小化を実現するため、多様な関係の連携体制の構築と既存資源の最大活用を図る水防法等の一部を改正する法律案が平成29年2月に閣議決定されました。この改正法案をどのように認識され、どう対応しようとしているのか、まずお伺いいたします。

○議長(才川昌一議員) 上坂ふるさと整備部長。

[上坂 孝ふるさと整備部長登壇]

○ふるさと整備部長(上坂 孝) 議員ご指摘のとおり、水防法等の一部を改正する法律案が平成29年2月に閣議決定されております。

改正法案の概要につきましては、1つ目は、逃げおくれゼロ実現のための多様な関係者の連携体制の構築を図るものでありまして、大規模氾濫減災協議会制度や過去の浸水情報を住民に周知する制度が創設されたほか、要配慮者利用施設の避難確保計画作成や避難実施訓練の義務化が改正されております。

2つ目は、社会経済被害の最小化のための既

存資源の最大活用といたしまして、ダム再開発事業や災害復旧事業等を国土交通大臣または独立行政法人水資源機構が都道府県知事にかわって行う制度が創設されたほか、水防活動を委託された民間事業者が緊急時に他人の土地を通過することが可能になったことなどが盛り込まれたものでございます。

今後、水防法の改正への対応につきまして、国や県と情報を共有しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(才川昌一議員) 向川議員。

○17番(向川静孝議員) 水防法の一部を改正する法案により、水害からの確な避難や災害拡大防止のため、関係者の役割や連絡体制を時系列で整備した行動計画が求められています。

この法案に基づいて早期に実施していただきたく、具体的な質問を3つさせていただきます。

1つ目は、想定し得る災害規模の洪水に対する指針や具体的な取り組み方針についてであります。

水防法改正の概要に、地方公共団体や河川管理者、水防管理者等の多様な関係者の連携体制を構築するため、大規模氾濫減災協議会の制度の創設による「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、減災のための目標を共有し、ハード及びソフト対策を一体的かつ計画的に推進し、氾濫が発生することを前提として、社会全体で常に洪水に備える水防災意識社会の構築を目指しており、国の管理担当地区における庄川、小矢部川の減災に係る取り組み方針について検討されているところです。

南砺市内の小矢部川や山田川、旅川などの主流河川においても想定し得る最大規模の洪水に対する指針や具体的な取り組み方針を明確にして公表すべきと思いますが、いつまでできるの

か、まずお伺いをいたします。

○議長（才川昌一議員） 上坂ふるさと整備部長。

〔上坂 孝ふるさと整備部長登壇〕

○ふるさと整備部長（上坂 孝） 今月上旬に国土交通省で開催されました大規模氾濫に対する減災対策協議会で、従来からある国直轄の庄川、小矢部川に加えまして、県管理河川の山田川、旅川も追加され、おおむね5年間に実施すべき事項等について具体的な取り組み方針を協議し、国・県及び関係市町村で平成29年度中に方針を作成いたしまして、公表されると伺っているところでございます。

○議長（才川昌一議員） 向川議員。

○17番（向川静孝議員） 2つ目は、防災計画、洪水避難地図、避難場所等の見直しや市民への周知についてであります。

水防法改正では、洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を市町村長が把握したときは、河川が氾濫した場合に浸水が予測されるエリアや水深等の危険情報として住民へ周知する制度が創設されています。

このことから、水防法改正に伴い、南砺市防災計画の見直し及び南砺市洪水避難地図（ハザードマップ）や避難所等の見直しを早急にしていただく必要があります。いつまでできるのか、また、市民に対してどのように周知を徹底していくのか、お伺いいたします。

○議長（才川昌一議員） 上坂ふるさと整備部長。

〔上坂 孝ふるさと整備部長登壇〕

○ふるさと整備部長（上坂 孝） 水防法が改正されることによりまして、避難場所等を含めた地域防災計画を見直したいと考えております。

洪水避難地図（ハザードマップ）につきましては、平成29年度に県発注の浸水想定区域図の

委託調査が完了することから、平成30年度に水害ハザードマップを完成し、防災計画と同様に見直してまいりたいと考えております。

また、市民の皆様に対しましては、市のホームページへの掲載等で周知してまいりたいと考えております。

○議長（才川昌一議員） 向川議員。

○17番（向川静孝議員） 3つ目についてでございますけれども、要配慮者施設の災害弱者の避難等の取り組みについてであります。

今回の水防法改正で、特に逃げおくれゼロ実現に向け、災害弱者の避難について地域全体での支援体制の構築が大きな改正であると認識しています。

洪水や土砂災害のリスクが高い区域にある要配慮者利用施設について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施は、現行の努力義務から義務化に変更され、地域社会と連携しつつ確実な避難を実現しなければならないと改正されています。

現在、南砺市には洪水や土砂災害想定区域内に要配慮者利用施設が何カ所あるのか。また、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な訓練やその他の措置に関する計画を作成するとともに、迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めなければならないことになってはいますが、実施されているのか、また、どのような指導を行っていくのか、お伺いいたします。

○議長（才川昌一議員） 上坂ふるさと整備部長。

〔上坂 孝ふるさと整備部長登壇〕

○ふるさと整備部長（上坂 孝） 南砺市の洪水や土砂災害警戒区域には、高齢者福祉施設、児童福祉施設、障害者福祉施設等の要配慮者利用

施設が22施設あります。内訳的には、洪水区域に9施設、土砂災害警戒区域が13施設、合わせて22施設あるわけでございます。

平成26年度には国及び県において、呉西地域の要配慮者利用施設担当者会議を開催されました、洪水等の避難確保計画マニュアルの作成について指導されております。

また、平成28年度には、該当する要配慮者利用施設に避難確保計画の作成や訓練について実績があるかどうか確認されましたが、ともに実施されていない現況でございました。

今回の水防法の改正の閣議決定に伴いまして、避難確保計画の作成や訓練が義務化されたことを受けまして、国・県・消防署等とともに、再度説明会を通じまして、要配慮者利用施設に指導をしていきたいと考えております。

○議長（才川昌一議員） 向川議員。

○17番（向川静孝議員） 次に、災害における統合庁舎の安全性についてであります。

庁舎再編に向け、さまざまな議論が進んでおります。12月定例会において、統合庁舎の建設場所の選定に当たっては、豪雨災害等が予測される危険な場所での建設は避けるべきとの質問に対して、「統合庁舎整備においては、防災の拠点としての位置づけが何よりも最優先されることなのか、もっとほかのことを優先していくべきなのかなど、さまざまな検討要素の優先順位を含め、総合的な判断が大切であると認識しております。」との答弁をいただきました。

昨年4月に起きた熊本地震災害の災害復旧において、緊急を要するさまざまな対策や手続が庁舎機能の活用のもとに進められているさまを見て、災害時の庁舎機能が果たす役割の大きさに改めて気づいたところです。

庁舎が罹災して庁舎としての機能が失われ、

緊急を要する災害復旧対応に大きな支障が生じた市もあるとの報道も流れていたことを思うに、災害等の危機管理の拠点である庁舎の安全性が最優先されるべきであり、豪雨災害等に強い統合庁舎であることが何よりも重要な条件であると認識していますが、いかがですか。

なお、水防法の一部を改正する法律では、想定し得る最大規模、俗に1000年に1回の確率規模の降雨とも言われておりますけれども、こういったことにより河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域に指定していることを踏まえて、水防法改正を遵守し、想定し得る最大規模の洪水に係る浸水想定区域を十分考慮した統合庁舎建設を検討すべきだと思いますが、当局の見解を求めます。

○議長（才川昌一議員） 田中市長。

〔田中幹夫市長登壇〕

○市長（田中幹夫） 向川議員の庁舎についての災害の拠点であることが最優先されるべきだという質問でございますが、例として熊本地震の某市の庁舎のニュースなり、映像のお話がありましたけれども、当然、庁舎が耐震化されているかどうか、現時点での国の基準で耐震化されているかどうかということが現在問題だと思っておりますので、そのことと今後の南砺市の防災の拠点ということは、少し話が違うかと思えます。

なぜなら、まず熊本の庁舎というのが耐震化されていなかったということ、まさに南砺市の今8つの旧の町村の庁舎の本館もしくは一部の附属する建物以外は全て耐震化がされておりますので、現時点での耐震化基準はクリアしているということでございますし、さらにどこかに新たに建てるときには、まさに最新の耐震化の基準を満たすのは当たり前のことですので、そ

れはいろいろと、映像として見たものと今回我々が対応することについては、少し話が違うのではないかなというふうな印象がございました。

しかしながら、災害はいつ、いかなるとき、どこでも、どう発生するかというのはなかなか予想できないというのも現状だと思っております。

また、質問の中で、庁舎の再編に当たっての災害の危機管理拠点である庁舎の安全性が最優先だということであります。当然、庁舎の安全性というのは優先すべきでありますけれども、第一は、やはり市民の皆さんの生命、財産、安全・安心を守ることが第一であるべきだと私は思っております。

当然、水防法の新しい基準にのっとった形に庁舎はあるべきだと思う、それは当然のことですし、そのことは議員おっしゃるとおりだと思っております。

我々が今、それぞれの分庁舎にありますけれども、この分庁舎自体も全く、水防法が変わったときにも、周辺も含めて当然措置をしていかなければならないわけでありますので、そのあたりは間違いなく、安全な場所で新築にしようが、新たなものじゃなくて現在あるものにしようが、そのあたりはしっかりと取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

一番大事なことは、先ほど言いましたように、市民の皆さんの生命、財産をまず守る、そして安全・安心を担保する、それがやはり一番重要なところでありますので、そういったことを考えますと、それぞれの地域にやはり避難を、もし最悪の災害が発生したときに避難ができる場所だとか、そういったものの機能を公共施設等で確保するというのも大変重要なことだと思

っております。

逆に、庁舎は、災害対策本部もしくは災害が発災したときでも、常に有事の際、情報収集や指示系統確保できる、そういった機能をしっかり持つということが重要だというふうに思っております。

今後は、市民の皆様との意見交換会等で伺ったご意見を踏まえまして、少子高齢化や人口減少、合併による優遇措置の終了など、現在の市のおかれている状況を踏まえまして、今、何が優先されるべきなのかといった優先順位の議論も絡めて、統合庁舎について、庁舎再編について方向性をまた見出していくために議論を深めていきたいと、このように思っております。

○議長(才川昌一議員) 向川議員。

○17番(向川静孝議員) それでは最後に、芸術・文化によるまちづくり計画について、3つの質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1つ目は、文化芸術振興実施計画の周知と実施施策についてであります。

南砺市の文化芸術は、長い歴史の中において代々受け継がれてきたすばらしい財産、宝物であり、魅力あるふるさとづくり、人づくり、きずなづくりのために守り育て、引き継いでいかなければなりません。

今回策定中の文化芸術振興実施計画に大きな期待をいたしている一人でございます。この計画の実施に向けては、まず文化芸術振興計画の趣旨を多くの市民の皆様理解していただき、実施に向けての輪を広げていかなければなりません。

なお、実施計画を実行するに当たっては、実施体制がしっかりしていないと成果を出すことができません。実施体制づくりが今後の文化芸術振興の鍵になると思っております。

例えば、南砺市の文化や芸術の連合組織を設立し、実施に向けた組織体制として整備をすることもその一つだと思いますが、南砺市文化芸術振興実施計画の周知と実施施策について、当局の考えをお伺いいたします。

また、実施計画の施行後において、文化芸術振興の実績成果の検証や評価を行い、問題点を検討し、実施促進のための対策を講じることが、実施計画の遂行になくてはならない作業の一つであると認識をいたしております。

この作業を行うための推進委員会の設置を提言いたします。当局の見解をお聞かせください。

○議長(才川昌一議員) 米田ブランド戦略部長。

[米田 聡ブランド戦略部長登壇]

○ブランド戦略部長(米田 聡) 南砺市文化芸術振興実施計画は、昨年度に策定をしました基本計画の目標を達成するため、具体的な施策を立案し、今後4年間に実施すべき事業を明確にするものであります。

計画策定においては、18人、3部会で構成するワーキンググループに事業案の作成を担っていただきました。このメンバーは、市内の伝統文化保存団体や芸能団体の代表を初め各種祭りの実行委員会のリーダー、芸術家、伝統工芸作家など、いわば文化芸術の現場で活躍される皆さんで構成されています。

文化芸術の現状やさまざまな問題点、課題を議論した上で、それらを克服するために必要な事業を本計画に盛り込みました。

一方、策定委員会は、各種団体の代表や公募委員で構成されており、幅広くご意見をいただくとともに、さまざまな団体に計画の推進を働きかけていただけるものと考えております。

本計画の趣旨につきましては、策定時のワーキンググループメンバーが計画の推進のための

ワーキンググループを引き続き構成し、計画推進の中枢を担いつつ、それぞれの所属する団体等に対して、計画への参加や推進を働きかけていただきます。

また、広報なんことや市ホームページでのPRを初め、実施計画概要版の市民の皆様や関係団体、学校等への配布、出前講座等による計画の説明を行うなど、市民の皆様や各種団体へのPRに努めてまいります。

平成29年度、30年度は、市民の皆様が自分たちの文化芸術を再認識、再評価し、その現状を把握することにより、本計画が目指す文化芸術の振興と継承、地域の活性化を図ることとしております。

具体的には、文化芸術の記録を残すアーカイブズの作成や各種団体への意識調査を実施いたします。また、今年度を実施しております獅子舞調査の結果も公表する予定であります。

あわせて、本計画の推進に不可欠な人的ネットワークを形成するための人材を募り、文化芸術の相互理解のための交流事業の実施や団体間の協力体制を構築する第一歩としたいと考えております。

○議長(才川昌一議員) 向川議員。

○17番(向川静孝議員) 2つ目に、文化芸術の後継者不足や後継者の育成施策についてであります。

人口減少が進む状況下において、文化芸術団体等で常に問題になるのが、後継者不足による衰退であります。このことを解決しない限り、文化芸術の振興や伝承に支障を来すことになるかと危惧をいたしております。

文化芸術の後継者不足や後継者の育成施策をどのように進めようとしているのか、お伺いいたします。

○議長(才川昌一議員) 米田ブランド戦略部長。

[米田 聡ブランド戦略部長登壇]

○ブランド戦略部長(米田 聡) 議員ご指摘のとおり、文化芸術の後継者不足、後継者の育成は大きな課題となっております。

本計画では、新たに2つの事業に取り組むこととしております。

まず、市内の子供たちを対象に、文化芸術の魅力伝える学校教育と地域の文化芸術活動団体とのマッチング事業を実施する予定であります。この事業は、市内小中学校の総合的な学習やふるさと教育において、文化芸術に関する事業を希望する学校側と子供たちに、文化芸術のすばらしさを伝える意思のある市内の文化協会や芸能協会、美術協会、民謡や祭りの保存会等をマッチングさせるものであります。子供たちの地域の文化芸術への関心を高めるとともに、未来の後継者確保を目指すものであります。

次に、大人を対象とした担い手ネットワーク事業の実施であります。この事業は、祭りや文化活動に興味のある人や団体、応援市民などに情報を発信し、担い手不足に悩む集落、町内、団体等に、担い手として祭りや文化活動の開催期間に派遣をするものであります。

少子高齢化により人口減少が進む中で、南砺市民だけで対応することは困難でありますので、お祭り好きをキーワードに集まった人々を活用し、地域の担い手不足に対応をしていきたいと考えております。

また、平成27年度から既に取り組んでいる事業として、旧4町の庵唄の後継者育成と技能の継承を目的に、南砺市庵唄伝承保存活動協議会を設立し、東京から講師を招いて稽古を重ねております。あわせて、各町の担い手不足を補える関係を築けるよう取り組んでおります。

新たな事業を軸に、ジャンルや目的を同じくした団体の設立の支援も進めながら、担い手不足、そして後継者不足の課題に取り組んでいきたいと考えております。

○議長(才川昌一議員) 向川議員。

○17番(向川静孝議員) 3つ目の質問でありますけれども、南砺市芸能文化祭の祭典の開催についてであります。

文化芸術振興実施計画に文化芸術団体の交流促進が明記されています。交流事業は、相互理解を深め、連携体制をつくるとともに、技術や能力向上につながる重要な施策であると認識をいたしております。

毎年盛大に開催される南砺市の「市展」では、日本画、洋画、彫刻、工芸、書、写真の6部門が一堂に展示紹介され、文化発展や交流促進の大きな力となっております。

一方、南砺市の民謡や踊り、獅子舞などの地域に伝わる伝統文化等を一堂に会して、市民を初め大勢の皆様を紹介する機会がございません。このような企画は、伝統文化の認識を深めることにつながるるとともに、地域文化の保存や継承にも大きな効果が期待できるものと思っております。

芸能文化の祭典は、文化芸能団体の交流促進や文化芸術の振興に大きな効果が期待できることから、年に1回は市内の文化センター等で市内各地域の芸能文化を紹介する南砺市芸能文化の祭典の開催を企画をしていただくことを提言をいたします。当局のお考えをお伺いいたします。

○議長(才川昌一議員) 米田ブランド戦略部長。

[米田 聡ブランド戦略部長登壇]

○ブランド戦略部長(米田 聡) 議員ご提案の南砺市芸能文化の祭典の開催は、文化芸術への

理解を深めるとともに、交流やモチベーションの向上の点からも、非常に有意義なものと考えております。

現在のところ、となみ野芸術祭が砺波・南砺市両市から有志を募り、これまで以上に盛大に毎年開催されております。

本市で別途、芸能文化祭を開催することは、現在、実行委員として頑張っておられる有志の皆様のご熱意をそぐことになりかねません。本計画では、コストの削減、実効性の担保という観点からも、既存の事業の活用を重視しております。

つきましては、ぜひ有志運営のとなみ野芸術祭に参加をいただき、砺波地区全体の文化芸術活動を盛り上げていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

○議長(才川昌一議員) 向川議員。

○17番(向川静孝議員) 以上で質問を終わらせていただきますが、南砺市の未来の発展になくはないのが南砺市まちづくり計画だと認識をしております。今後もしっかりと議論を重ね、子や孫に誇れる南砺市にしていかなければならないと思っていることを最後にお伝えをし、質問を終わらせていただきます。

○議長(才川昌一議員) これをもって市政一般会に対する質問並びに提出議案に対する質疑を終了いたします。

---